

稲敷市空き家バンクを ご活用ください！



空き家バンクとは、市内に空き家を所有し売却や賃貸を希望されている方から登録いただいた空き家情報を、移住や住み替え等で空き家の利用を希望している方に提供する制度です。

Q. 空き家バンク制度とは？

物件をHPで幅広く紹介



登録いただいた物件は、稲敷市茨城県・全国版空き家バンクや不動産業者のホームページ等で幅広く紹介します。

不動産業者が交渉等を仲介



空き家に関する交渉・契約は、市が協定を結んでいる、茨城県宅建協会の会員業者が仲介しますので安心して依頼できます。

各種助成制度が充実



空き家バンクを通して売買等が成約した場合、助成制度が受けられます。
※条件があります。

- ①奨励金 **5万円**
- ②リフォーム工事助成 最大**50万円**
- ③家財処分助成 最大**10万円**

登録できる空き家



個人が所有し、居住その他の使用がなされていない市内の建物（住居専用住宅、事務所、店舗、倉庫等）。

※賃借・分譲を目的として建築された建物や、建築基準法・都市計画法その他関連法令を違反している建物は、登録できません。

売りたい・貸したい



登録する空き家及びその土地に係る所有権を有し、その権利に基づき売却若しくは賃貸を行うことができる方。

※未登記等であっても登録はできますが、売買若しくは賃貸契約までに所有権保存登記又は所有権移転登記を行っていただく必要があります。

買いたい・借りたい



空き家を利活用したい方。（法人も可）

※成約した場合、宅地建物取引業の規定に基づく仲介手数料が必要となりますので、ご了承ください。

※市では契約交渉の媒介を行っておりません。

※媒介業者は茨城県宅建協会の会員業者に限ります。

空き家バンク登録の流れ

1. 申請



必要書類を揃えて申請。

2. 審査



各種審査を行います。

3. 内見



内装の撮影
間取りの確認
を行います。

4. 媒介業者選定



不動産業者を
選定します。

5. 登録



市HPや
各種サイトに
掲載。



◎ 申込時必要書類

売りたい・貸したい

- ✓ 物件登録申込書（様式第1号）
- ✓ 物件登録カード（様式第2号）
- ✓ 同意書（様式第3号）
- ✓ 身分証の写し
- ✓ 土地及び建物の全部証明書（発行から1カ月以内のもの）
- ✓ 念書（様式第4号）及び登記に必要な所有権を証する書類（固定資産税納付書等）
※所有権保存登記または所有権移転登記がされていない場合のみ必要。

買いたい・借りたい

- ✓ 物件交渉申込書（様式第13号）
- ✓ 誓約書兼同意書（様式第14号）
- ✓ 同意書（様式第3号）
- ✓ 身分証の写し
- ✓ 全部事項証明書（※法人の場合のみ必須）



＼ 空き家バンク活用促進制度 ／

奨励金

5 万円

成約物件の売買や
賃貸借契約者双方

（契約締結後180日以内に申請要）

リフォーム助成金

最大 50 万円

成約物件のリフォ
ーム工事費用の1/2

（契約締結後1年以内に申請要）

家財処分助成金

最大 10 万円

成約物件内の家財
処分費用の1/2

（契約締結後1年以内に申請要）

※その他、各種要件があります。詳細はお問い合わせください。